

**記入例（青字箇所）**

（ 表 面 ）

指定給水装置工事事業者（新規・**更新**・変更）指定時確認書

令和 年 月 日  
( 年 )

フリガナ  
氏名又は名称

マルマルマルカブシキガイシャ  
〇〇〇〇株式会社

郵便番号、住所

〒610-0100  
城陽市〇〇〇〇番〇号

フリガナ  
代表者氏名

ダイヒョウトリシマリヤク マルマル マルマル  
代表取締役 〇〇 〇〇

日中繋がる電話番号

〇〇-〇〇〇〇

該当するものを○で囲む。

1. 提出先の水道事業者（水道事業者等の連携による広域開催も含む）が実施している指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去5年以内）

受講年月日（受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。）（公表： 可 不可）
年 月 日 ・ 未受講
（未受講の場合、その理由）※ 非公表

2. 指定給水装置工事事業者の業務内容

漏水等修繕対応が不可の場合は「修繕対応不可」と記入してください。

休業日、営業時間（修繕対応時間もご記入ください）（公表： <b>可</b> 不可）
休業日： 日曜日、祝日、年末年始 営業日： 月曜日から土曜日 営業時間： 8時から17時 修繕対応時間： 8時から17時
漏水等修繕対応の可否（公表： <b>可</b> 不可） （該当部に☑をつけて下さい。詳細な内容を記入することも可能です。）
<input checked="" type="checkbox"/> 屋内給水装置の修繕 <input checked="" type="checkbox"/> 埋設部の修繕 <input type="checkbox"/> 修繕対応不可 <input type="checkbox"/> その他（ ）
漏水等修繕対応が不可の場合でも公表の可否は記入してください。
対応工事種別（新設・改造・撤去等）：該当部に○をつけて下さい。（公表： <b>可</b> 不可）
配水管からの分岐～水道メーター（ <b>新設</b> 改造 撤去等 ） 水道メーター ～宅内給水装置（ 新設 <b>改造</b> 撤去等 ）
その他（緊急連絡先、HPアドレス、メールアドレス、FAX番号等）（公表： <b>可</b> 不可）
緊急連絡先 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表者携帯） FAX番号 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 HPアドレス www.〇〇〇〇.〇〇.〇〇 メールアドレス 〇〇〇@〇〇〇.〇〇

- ・公表には、ホームページ等への掲載を含みます。公表を可としていても公表しないことがあります。
- ・記載事項に変更が生じた場合は、速やかに指定した水道事業者にその旨を届け出るようお願いします。

研修受講実績なしの場合はチェック欄にレ点

3. 給水装置工事主任技術者の研修受講実績（過去5年以内で直近のもの）

研修受講実績なし

受講者名 (公表対象外)	研修会名・実施団体	受講年月日	公表可否 (○・×)
城陽 太郎	給水工事振興財団 e-ラーニング	〇〇年〇月〇日	○
城陽 花子	自社内研修 〇〇に関する業務研修	〇〇年〇月〇日	○

- ・研修受講内容を確認できる書類（外部研修の場合は受講証等）を添付してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて別紙「続き用紙」に記入してください。
- ・公表を可としていても公表しないことがあります。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、

次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (4) 給水装置工事の施工しない場合はチェック欄にレ点
- 向上のため、研修機会を確保するよう努めること。

給水装置工事主任技術者の施行技術向上のための内容を含めた講習を記載してください。自社内研修の場合は申し出のみとし、別途証明の書類や受講の事実を証明する押印は不要です。

4. 指定区間の給水装置工事で適切に作業するための技能を有する者の状況

「配水管からの分岐部から水道メーターまでの間」を施工しないため不要

技能（経験・資格）を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接続、いずれの経験も有しているか (○・×)	保有している資格等	直近の施工年度	公表可否 (○・×)
城陽 太郎	○	配管技能者講習会修了者	平成30年度	○
城陽 一郎	○	配管技能検定会合格者	平成30年度	○

- ・以下の保有資格等（下線部）を記載し、資格を証明する書類（資格証等）の写を添付してください。

- ①水道事業法に基づいて行われた試験や講習（配管技能者講習会修了者）他類似の名称のものを資格の名称についても、忘れずに記入してください。

雇用関係または下請け等も含み、給水装置工事に主に従事する者の氏名等を記入してください。

第36条に規定する配管技能士  
規定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者  
技能の習得に係る講習の課程修了者

（配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定）

- ・過去1年以内の工事実績がある者を優先して記載してください。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じて別紙「続き用紙」に記入してください。
- ・公表を可としていても公表しないことがあります。

※水道法施行規則

第36条 法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

- (2) 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。